

令和5年度（2023年度）第3回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2023年7月20日（木）午後1時30分開会
場 所：北海道建設会館 9階 大会議室

1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） 定刻より少し遅くなりましたが、ただいまより令和5年度第3回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が露崎会長と白木委員の2名、オンラインでの出席は2名の方からは遅れて参加と伺っており、現在は7名で、合わせて9名の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

審議会の運営につきましては、冒頭の出席者数の報告でも触れましたように、本日もオンラインを併用する対面形式での開催となっております。

続きまして、本日の資料について確認いたします。

事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1、資料2-1から資料2-4、資料3-1から資料3-3、資料4-1から資料4-4となっております。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は4件でございます。

議事（1）は、1回目の審議となります（仮称）今金町住吉宮島風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。薄い緑色の図書で、株式会社レノバと三菱マテリアル株式会社の事業です。事務局からの事業概要の説明と主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、25分程度を予定しております。

議事（2）は、本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）檜山沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。薄い赤紫色の図書で、コスモエコパワー株式会社の事業です。檜山沖のエリアでは2件目の洋上風力発電事業の計画となります。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、30分程度を予定しております。

議事（3）は、本日が1回目の審議となります（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業環境影響評価方法書についてです。クリーム色の図書で、株式会社ユーラスエナジーホールディングスの事業です。事務局からの事業概要の説明と主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、30分程度を予定しております。

議事（4）は、本日が3回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）島牧ウィンドファーム事業環境影響評価準備書についてです。薄い水色の図書で、コスモエコパワー株式会社の事業です。事務局からは、先月に実施した現地調査の報告、主な3次質問とその事業者回答の報告、その後に行います皆様の審議の時間と合わせ、40分程度を予定しております。

なお、本議事については、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は傍聴者の方にはご退室をいただきますので、協力をお願いいたします。

それから、前回、準備書の2回目の審議をしていただきました（仮称）北海道小樽余市

風力発電所につきましては、手続の中止見込みについて皆様にお知らせしておりましたが、6月26日に事業者である双日株式会社から事業廃止の通知があったため、翌27日に審議会への諮問を取り下げておりますことをご報告いたします。

それでは、これからの議事進行は露崎会長にお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○露崎会長 よろしく申し上げます。

それでは、これより議事（1）に移ります。

本日が1回目の審議となります（仮称）今金町住吉宮島風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局からの事業概要の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（下田主事） 事務局の下田です。本日は、よろしくお願いいたします。

まず、事業概要の説明を行いますので、（仮称）今金町住吉宮島風力発電事業と書かれております緑色の図書をご覧ください。

表紙に記載がありますとおり、事業者は、株式会社レノバ及び三菱マテリアル株式会社です。

こちらの配慮書は、6月2日付で受理をしまして、本審議会には6月5日付で諮問をさせていただいております。

また、知事意見については、事業者から9月8日までを期限として求められており、縦覧期間は6月5日から7月7日までとなっております。一般意見の募集も同じく7月7日までとなっております、現在は終了しております。

初めに、事業内容についてご説明いたします。

まず、4ページ目をご覧ください。

事業実施想定区域は、今金町となっております。

区域の面積は約964.6ヘクタールで、このうち、風力発電機の設置を検討する範囲は、次の6ページの図に斜線で示されております927.6ヘクタールの面積となっております。

また、9ページから18ページにかけては、事業実施想定区域の設定に関わる考え方が示されており、主に風況を勘案しつつ、土砂災害防止法や森林法などの法令の制約を受ける箇所や、既存の道路や住宅等の配慮が特に必要な施設、自然度の高い植生の状況を踏まえながら事業実施想定区域を設定したとされております。

続きまして、20ページをご覧ください。

設置が予定されております風力発電機の概要ですが、ローター直径が約117メートルから164メートル、高さは最大で249メートルとなっております。

変電施設等については、必要に応じて既存の設備を更新して使用する予定とのことですが、詳細は未定となっております。

続きまして、22 ページと 23 ページをご覧ください。

こちらは区域周辺のほかの事業についてですが、稼働中の事業はなく、計画中の事業として、北海道八雲町風力発電事業、せたな松岡風力発電事業、今金風力発電事業の 3 事業がございまして、いずれも配慮書段階となっております。

続きまして、事業実施想定区域及びその周囲の概況について順に説明してまいります。
まず、動物についてです。

少し飛びまして、62 ページをご覧ください。

区域及び区域周辺につきましては、ノスリの渡り経路となっております。また、少し飛んで 74 ページをご覧くださいと、鳥類の夜間の渡り経路となっていることも分かります。

前後しますが、72 ページの環境省の EADAS のセンシティブティマップでは、区域に注意喚起メッシュの該当はございませんが、隣接メッシュに注意喚起レベル A3 があることが分かります。

そのほか、動物の注目すべき生息地としまして、また戻りますが、66 ページに、区域において、繁殖の可能性はないものの、オオタカの生息が確認されたことが示されております。

続きまして、植物についてです。

79 ページをご覧ください。

区域内の一部には、植生自然度 10 であるササ群落やオオヨモギーオオイタドリ群落、植生自然度 9 であるナヤギ高木群落、ヤマハンノキ群落、ヒメヤシャブシータニウツギ群落などが存在しております。

あわせまして、重要な自然環境のまとまりの場について、少し飛んで 93 ページの図をご覧くださいと、区域内の主に北側と北西側に水源涵養保安林が広がっていることが分かります。

続きまして、景観についてです。

大きく飛びまして、256 ページをご覧ください。

こちらは、主要な眺望点の状況と可視領域についての図となっております。

また、眺望点については、前の 255 ページの表 4.3-29 をご覧ください。

こちらでは、それぞれの眺望点における眺望方向や事業実施想定区域の方向及び距離と風力発電機の垂直見込み角が示されております。垂直見込み角が最も大きくなるのは、区域から約 4.7 キロメートル北東にありますクアプラザピリカのピリカスキー場で約 3.0 度となっております。また、主な眺望対象であるカニカン岳を望む方向に風力発電機が介在することとなるため、地形改変及び施設の存在による影響が生じる可能性があるとして予測されております。

次に、人と自然との触れ合いの活動の場については 258 ページにまとめられていますが、区域内に主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しないとされております。

続きまして、住宅等の位置についてです。

またページを戻りまして、196 ページをご覧ください。

住居等は紫色の点、学校と各施設がそれ以外の色の点で示されております。

また、200 ページの表 4.3-6 では、風力発電機設置想定範囲からの距離別に各施設や住宅等の分布状況が示されております。学校等の配慮が特に必要な施設は区域周辺の 2 キロメートルの範囲には存在していませんが、住宅が 500 メートルから 1 キロメートルの範囲に 124 軒、1 キロメートルから 1.5 キロメートルの範囲に 44 軒、1.5 キロメートルから 2 キロメートルの範囲に 46 軒で、全てを足すと 2 キロメートルの圏内に 214 軒が存在しております。なお、区域内と区域周辺の 500 メートルの範囲には、いずれの施設も住宅も存在していません。

次に、計画段階配慮事項の選定についてご説明いたします。

また少し戻って、185 ページをご覧ください。

こちらは選定の表となりますが、影響要因の区分の工事の実施による環境影響については方法書以降の手續において取り扱うとの考えから選定されておられません。

また、土地又は工作物の存在及び供用についてですが、陸上風力発電事業に関わる項目の中の地形、地質については重要な地形及び地質が事業実施想定区域内に存在しないことから選定されていません。

なお、188 ページからは、調査、予測及び評価の手法を選定した環境要素の区分ごとにまとめておりますほか、222 ページから 224 ページは動物、237 ページは植物と植生に関して、専門家等への意見聴取の内容が載っておりますので、適宜、ご参照をいただきますようお願いいたします。

最後になりますが、261 ページから 263 ページには、予測、評価の結果を整理した表が載っております。人と自然との触れ合いの活動の場に関しましては重大な影響がないと予測されており、そのほかの要素につきましては影響が生じる可能性があるとして予測されております。今後、表の右側にある方法書以降の手續等において留意する事項に基づき、環境影響の回避及び低減を図る旨が記載されております。

以上が事業概要の説明となります。

次に、本事業の図書について事務局から行った 1 次質問を資料 1 にまとめておりますので、幾つか紹介してまいります。

2 ページの質問番号 3-2 をご覧ください。

動物につきまして、区域上に鳥類の夜間の渡りルートがあることが示されていることから、事業者の見解と今後の対応について質問いたしました。これに対して、事業者からは、専門家の助言を受けながら、現地調査の計画及び調査を行い、適切な予測及び評価を行う予定であるとのことでした。

続きまして、下の段の質問番号 3-3 をご覧ください。

植物につきまして、事業実施想定区域内に植生自然度の高い部分が存在していることか

ら、当該部分に対する事業者の見解と今後どのような環境保全措置を検討していくのかを質問しました。これに対して、事業者からは、環境影響評価手続を通して、今後の現地調査等により現況を把握し、予測、評価を踏まえ、植生自然度が高いと判断される場合は改変の回避や最小化等の環境保全措置を検討し、実施するとのことでした。

続きまして、また下の段の質問番号 3-4 をご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場について、事業実施想定区域内に水源涵養保安林が存在していることから、この部分に関する事業者の見解とともに、今後どのような環境保全措置を検討していくのかを質問しました。これに対して、事業者からは、保安林は避けて事業検討を行うことが最良と考えておりますが、保安林内での計画が必要な場合は、必要最低限の改変にとどめ、関係機関との協議を行うなど、適切な対応を実施するとのことでした。

最後になりますが、一番下の段の質問番号 3-10 をご覧ください。

国土防災関係ですが、事業実施想定区域内に土砂崩壊防備保安林と土砂災害警戒区域、地滑りの区域が存在することについて、配慮書時点でこの区域を排除できなかった理由とどのように対応していくかを質問しました。これに対して、事業者からは、配慮書段階の事業実施想定区域内は少しでも改変する可能性のある範囲として広く設定しており、後は防災の観点から危険性のある範囲は回避するとのことでした。

本事業の 1 次質問及び事業者回答に関する説明は以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成について依頼をさせていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

ご審議についてよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

確認ですけれども、図書の括弧書きのページ数の 201 ページと 196 ページの図は何が違うのでしょうか。

○事務局（下田主事） 図は同じですが、目的が違います。196 ページは騒音に関する予測をしている図で、201 ページは風車の影に関する予測をしている図となっております、どちらも想定区域からどのぐらい離隔距離が取れているかを示しております。

○露崎会長 同じ図表が出ているのは、多分、初めて見たのですけれども、こういうことは間々あるということでしょうか。というのも、研究者の中では暗黙の了解として同じ情報は 2 度見せないということがあるので、こういうのは極力避けるのですが、起こり得るのですね。

○事務局（下田主事） そうですね。

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等はございませんか。

○白木委員 図書の 227 ページと 228 ページの動物の重要な種への影響の予測結果について

てです。

これまでも何度か指摘していますが、ここでは、生息環境に該当する生物種を示し、それに対して予測をしていますよね。228 ページの(2)の表の一番上の鳥類の分類では、水辺や海など、水域が生息環境とされ、そこに、シノリガモやウミネコ、さらに、ミサゴ、オジロワシ、オオワシが入っていて、事業実施想定区域に生息環境が存在しないので、影響は生じないと予測されてしまっていますが、ミサゴ、オジロワシ、オオワシは、森林環境を営巣地としたり、ねぐらとしたり、止まり場として利用しますので、森林環境の生息種としても影響予測をする必要があります。

例えば、その前のページの(1)のオシドリについては、森林、河川、湖沼など、複数の生息環境が入っていて、それに対する予測がされております。ほかにもあるかもしれませんが、複数の生息環境を利用する種については、それぞれ適した区分をつくって、その中で再度予測をするべきではないかなと思います。

○事務局(下田主事) 持ち帰って事業者を確認します。

○白木委員 確認といいますか、できれば分類の仕方を今後の図書では正していただきたいということです。

○事務局(下田主事) そのように伝えることにします。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○先崎委員 細か過ぎるかもしれませんが、212 ページのオオワシの渡りルートの図 4.3-9 は間違いですよね。IBIS2003 となっていますが、IBIS は、多分、ジャーナルであり、著者ではないと思いますので、直したほうがいいと思います。右側の 213 ページのところに著者が書かれていますよね。きっとこれだと思うのですがけれども、違っていただけませんか。

それから、今、白木委員が言っていた 227 ページの表 4.3-13 についてです。これもすごく細かいのですが、エゾオオアカゲラやエゾヤマセミというのは亜種の名前ですよね。種名を使うのが一般的だと思うので、この辺りはちゃんと直していただければと思います。よろしくお願いします。

○事務局(下田主事) ご指摘をありがとうございます。そのようにお伝えいたしますので、よろしくお願いいたします。

○露崎会長 そのほかにも、ご意見やご質問等、また、今のような点も含めまして、指摘事項がございましたらよろしくお願いいたします。

○白木委員 図書の公表について、これは事務局に対する質問になるかなと思います。

質問番号 1-2 の図書の公表については、環境保全の観点から意見を広く求められるように、なるべく期間外も閲覧できるようにする、印刷やダウンロードができるようにするというので、毎回、多くの事業者と同じ質問をいただいていると思うのですが、この事業者だけでなく、ほかの事業者も意見の提出以外にもいろんなことに使われてしまう可能性があるといったことを回答されていると思います。ただ、これには著作権があると思

いますし、例えば、意見提出以外には利用できない等の明記をすれば防げるのではないかなと思っています。

もう一つ、図書の内容は事業者が費用や労力を投資した成果であることからダウンロードや印刷をするようにはできないと書かれているのですけれども、配慮書というのは法的に決められたアセス手続の中で行うプロセスの一つであり、ほかの事業者も決まり事としてやることになっていますよね。その目的としては広く意見を提出してもらうために計画内容と計画段階での環境影響について事業者が見解を示すという意味があることなので、費用や労力を投資した成果であるからダウンロードや印刷をするようにはできないということが制度的に適切な回答と言えるのかどうか、見解を伺いたいと思います。

○事務局（石井課長補佐） 縦覧期間終了後の公開については法的に義務づけがされておりませんし、これは事業者の考えなので、特にこちらからそれはいかんということにはなりません。こちらがそれでいいと思っているかどうかは別ですけれども、制度的には今述べたとおりだということです。

○白木委員 法的な拘束力がないということは分かるのですが、理由として費用とか労力を……

○事務局（石井課長補佐） それは事業者の考えですので、それについてこちらから特に指導するようなものではないということです。

○露崎会長 気持ちは同じです。考えましょう。

そのほかに質問や確認事項、意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問等がないようですので、本議事についての審議を終了します。Q&Aをよろしくお願いします。

続きまして、議事（2）に入らせていただきます。

本日が2回目の審議となり、答申を予定している（仮称）檜山沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局からの事業概要の説明及び主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（川村係長） 事務局の川村です。よろしく申し上げます。

まず、図書を用いて事業概要を簡単にご説明します。

薄い赤紫色の図書をご用意ください。

最初に、6ページをご覧ください。

赤色の線で囲まれた箇所が事業実施想定区域であり、このうち、赤色で塗られた部分が風力発電機設置区域となりまして、北側から、せたな町、八雲町、そして、江差町及び上ノ国町の日本海側の海域の沿岸から水深50メートルまでの範囲が設定されています。

次に、30ページをご覧ください。

周辺の他事業が図で示されていますが、稼働中及び計画中の風力発電所は合計19件あり、このうち、緑色の枠で示されている19番は本事業と同様に計画中の檜山沖における洋

上風力発電所です。

次に、127 ページをご覧ください。

事業実施想定区域及びその周辺の動物の注目すべき生息地が図で示されておりますが、こちらには、松前小島及び弁天島を中心としたマリーン IBA が存在しています。また、自然公園は緑色で示されておりますが、北側にある狩場茂津多道立自然公園が事業実施想定区域と一部重複しているほか、周辺には檜山道立自然公園があります。

続いて、207 ページをご覧ください。

こちらは海域の図ですが、事業実施想定区域及びその周辺に藻場があるほか、生物多様性の観点から重要度の高い海域に選定されております。

次に、ページが大きく飛びますが、368 ページをご覧ください。

下のほうに配慮が特に必要な施設等の分布状況が表で示されています。区域から 1 キロメートルまでの範囲はいずれも 0 戸で、1 キロメートルから 2 キロメートルの範囲には住宅等が 5,000 戸以上あるほか、医療施設等の配慮が特に必要な施設が 31 戸あります。

最後に、429 ページをご覧ください。

こちらは主要な景観資源ですが、緑色で示されている狩場茂津多道立自然公園や檜山道立自然公園をはじめ、全部で 123 箇所の景観資源が挙げられております。

事業概要につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、資料の説明に移らせていただきます。

まず、資料 2-1 の事業者への 2 次質問とその回答について、答申に係る部分を抜粋してご説明します。

最初に、1 ページ目の質問番号 1-2 をご覧ください。

1 次質問への回答において、事業者ウェブサイト上での公表は縦覧期間のみですが、縦覧期間終了後については、環境省ウェブサイトにおける公表の継続を予定していることを確認しておりました。2 次質問の①では、環境省ウェブサイトにおける公表が確認できなかったことから、手続状況について確認しました。これに対して、事業者からは、手続について対応中であるとのことでした。

次に、10 ページの一番下の質問番号 4-10 をご覧ください。

1 次回答の①において、方法書以降の手続において調査手法等を検討するとありましたので、2 次回答の①では、海食洞の位置確認は方法書作成前に行われ、それを踏まえた調査手法が方法書で示されると考えてよいかを質問しました。これに対して、事業者からは、海食洞の位置確認については、方法書の審査を受けた後に実施する、海食洞の確認やそれを踏まえた調査手法については、専門家の助言に基づき設定し、方法書でお示しすることです。

また、②では、専門家ヒアリングの結果概要において、バットディテクターの検知範囲はせいぜい 100 メートル範囲であり、また、海岸線の 1 キロメートルごとに調査地点の設定が必要との記載があることから、検知範囲と調査地点の間隔になぜ違いがあるのか、よ

り詳しく聞き取る必要があると思われることを指摘し、事業者の見解について質問しました。これに対して、事業者からは、引き続き、専門家から違いなどについての認識をより詳しく聞き取り、適切な調査手法を検討してまいりますとのことです。

最後に、13ページの質問番号4-19をご覧ください。

景観に関する質問ですが、1次質問の②において、環境保全措置について現段階で考えられるものを質問し、風力発電機の配置検討に当たり、可能な範囲で主要な眺望点から離隔距離を取ることを考えていることを確認しておりました。2次質問の②では、場所によっては、風力発電機設置検討範囲が狭く、沖側や眺望点の左右に離隔距離を取ることが難しい箇所があることを指摘し、眺望点との離隔距離の確保以外に考えられる影響の回避・低減策はあるのかを質問しております。これに対して、事業者からは、可能な限り離隔距離を取ることを検討してもなお大きな圧迫感を受ける予測結果となった場合は、配置計画の再検討及び基数の削減を含む事業の見直しも視野に事業計画を進めてまいりますとのことです。

簡単ですが、資料2-1については以上とさせていただきます。

続きまして、資料2-2の関係町村長の意見についてご説明いたします。

事業実施想定区域が沿岸にあるまちは、江差町、八雲町、上ノ国町及びせたな町の4町あり、このほか、影響を受ける地域として、乙部町、島牧村、松前町、今金町及び厚沢部町の5町村があります。

まず、江差町長の意見から概要をご説明します。

1の全体的な事項は(1)から(4)までありまして、(1)は、今後の調査、予測及び評価に当たっては、最新の国内外の知見の収集に努め、専門家等から助言を得るなどし、その内容を踏まえ、慎重かつ丁寧な環境影響評価を実施すること、(2)は、地域住民や事業者等に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得るよう努めること、(3)は、影響を受けるおそれのある環境要素について、影響の程度を必要に応じて調査及び予測し、その結果を総合的に評価し、事業の位置、規模及び配置、構造の決定に反映すること、(4)は、方法書以降の図書の作成に当たっては、地域住民や関係者等にとって丁寧かつ分かりやすい図書となるよう努めることについて記載されております。

2の個別的な事項については、項目のみのご紹介となりますが、(1)は騒音及び超低周波音、(2)は風車の影、(3)は動物、(4)は植物、(5)は景観、(6)はその他として港湾利用関係者や漁業関係者と十分な協議を行うことについて記載されております。

次に、八雲町長の意見概要をご説明します。

(1)から(6)までありまして、(1)は海洋生物、(2)は希少猛禽類をはじめとした鳥類、(3)は騒音及び低周波音や風車の影、(4)は景観に関する意見となっており、それぞれ十分な調査を行うことなどについて記載されております。また、(5)は地域住民及び関係団体等との合意形成について、最後に、(6)として、八雲町では陸上区

域を対象とした風力発電に係るゾーニングを策定していることから、十分に参考の上、計画を検討することと記載されております。

次に、上ノ国町長の意見ですが、配慮書に対する意見はありませんとのこと。

次に、せたな町長の意見ですが、配慮書に記載された計画段階配慮事項及び調査、予測、評価の手法についてはおおむね妥当であると判断していますとのこと。

次に、乙部町長の意見概要ですが、1の総括事項は3点ありまして、(1)は重大な環境影響を回避または十分に低減することができることの根拠を示すことができない場合は事業規模の縮小などの事業計画の見直しを行うこと、(2)は適切な調査、予測及び評価を行うこと、(3)は地域住民に対する説明を十分かつ丁寧に行うことなどについて記載されております。

2の個別事項は5点ありまして、(1)は海底ケーブル敷設に伴う地形改変等について、(2)は騒音、超低周波音及び風車の影について、(3)は景観について、(4)は水質について、(5)は記念保護樹木について、それぞれ適切な調査、予測及び評価を行うことと記載されております。

次に、島牧村長の意見概要ですが、(1)から(3)までありまして、(1)は地域住民等との相互理解や環境保全に最大限配慮すること、(2)は、特に配慮が必要な施設への影響を可能な限り回避、低減できるよう、風力発電機設置場所等に配慮すること、(3)は、環境保全措置を検討するに当たっては、専門家の助言を取り入れる等により、適切に対応することなどについて記載されております。

次に、松前町長の意見については、項目名のみのご紹介となりますが、(1)は住民及び漁業者等への情報提供及び周辺環境の保全への配慮、(2)は動植物の生息または生育、植生及び生態系、(3)は交通への影響について意見が記載されております。

次に、今金町長の意見ですが、特になしとのこと。

最後に、厚沢部町長からも意見等はない旨の回答が得られております。

簡単ですが、資料2-2については以上とさせていただきます。

続いて、資料2-3の答申文(案)たたき台についてご説明をさせていただきます。

本たたき台につきましては、これまでにご審議をいただきました洋上風力発電事業の知事意見をベースに作成しております。

まず、前書きの1段落目には、事業の概要について、区域や風車の構造、規模を、2段落目には区域の概況を記載し、3段落目では、「以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。」としております。

続いて、総括的事項に移ります。

(1)では、従来どおり、今後の区域設定、事業規模、風車の配置などの検討に当たって科学的根拠を求めております。

(2)では、事業実施想定区域の設定について、検討過程の説明が不十分で分かりにく

い部分があることを指摘し、方法書での改善を求めています。

(3)では、従来どおり、評価項目の選定について、水の濁り、流向、流速、水中音などの影響が懸念されることから、方法書以降の手続では影響を受けるおそれがある項目を漏れなく評価項目として選定した上で適切に調査、予測、評価を行うことを求めています。

(4)では、既設風力発電所などの累積的影響について適切に評価等を実施することを求めています。

2ページ目に行きまして、(5)は、従来どおり、住民等との相互理解の促進について記載しております。

(6)は図書の利便性の向上についての意見となりますが、本図書についてはQ&Aにおいて環境省のウェブサイトで閲覧を可能とすることを確認しておりますので、その旨を記載した上で印刷やダウンロードを可能にすることなどを求める意見としております。

続きまして、個別的事項についてです。

最初に、(1)の騒音及び風車の影についてです。

今回、2キロメートルの範囲内に住居や医療施設等がありますので、風車と住居等との離隔距離を取るなどにより、影響を回避または十分に低減することとしております。

次に、(2)の動物についてです。

アは、全体の記載は前書きの地域概要とほぼ重複しますが、区域及びその周辺には、松前小島及び弁天島を中心としたマリン IBA やオオセグロカモメなどの海鳥の繁殖地が存在すること、また、沿岸の自然性が高く保たれていることやホッケなどの海産魚類の産卵場が存在する等の理由で尾花岬周辺の沿岸域などが生物多様性の観点から重要度の高い海域に選定されていること、さらに、専門家ヒアリングにおいて希少なコウモリ類の生息やネズミイルカなどの希少な海洋生物の生息などに関する情報も得られていることを記載しています。後段は、従来どおり、このため、生息状況等について詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライクやバットストライク、工事に伴う影響について、回避、低減することとしております。

イは、従来どおり、改変する可能性のある環境に生息する動物相を的確に把握し、重要な動物種の生息環境への影響を回避、低減することとしております。

次に、(3)の植物についてです。

アは、従来どおり、海底ケーブルの敷設などに伴う改変箇所の検討に当たっては、藻場への影響範囲を避けるなどして、影響を回避、低減することとしております。

イは、改変する可能性のある環境に生育する植物相を的確に把握し、重要な植物種の生育環境への影響を回避、低減することとしております。

次に、(4)の生態系についてです。

こちらも従来どおりとなりまして、計画段階環境配慮事項として選定されていませんが、工事の実施や施設の存在、稼働に伴う海域の環境変化による影響が長期間にわたり広域に

及ぶおそれがあるため、最新の知見の収集に努め、専門家の助言を得ながら対象や手法について十分検討することとしております。

最後に、（５）の景観についてです。

アは、従来どおり、ほかに選定すべき眺望点がないかを改めて検討し、その上で適切に調査、予測、評価を実施し、影響を回避、低減することを求める意見です。中段では、「特に、」として、Q&Aの質問番号3-5の1次質問を踏まえまして、「奥尻町稲穂岬周辺に主要な眺望点がないかを改めて確認すること。」としております。

イは、まず、区域及びその周辺には狩場茂津多道立自然公園や檜山道立自然公園等の景観資源が多数存在していることを述べ、その後の記載は、従来どおり、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることや、沿岸一帯から風車群が広い範囲で視認されるようになり、日本海を望む景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることを述べ、こうした景観への影響について適切な調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減することを求めています。

なお、前回の審議会におきまして奈良委員から影響が大きいことを強調する表現とすることについて検討が必要というご意見をいただいていたところですが、これまでの洋上風力発電事業と比較検討したところ、他の事業と比べ、景観への影響が大きくなると予測されるということは確認できませんでしたので、従来どおりの記載としております。

簡単ですが、以上が答申文（案）たたき台についての説明となります。

それでは、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○白木委員 答申文（案）について、細かいことですが、2ページの個別的事項の（２）の動物のアの真ん中の辺りに「このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、希少な鳥類やコウモリ類の利用状況」とありまして、これは何の利用状況かが書かれていないのですよね。恐らく、対象とする事業実施想定区域やその周辺の利用状況なのかなと思うのですが、文章としてはその部分が必要ではないかということが1点です。

もう一つは、お願いといたしますか、ご検討をいただきたい点についてです。

その2行下に、「その上で、バードストライクやバットストライク、工事に伴う騒音や水の濁り、生息環境の変化」とありますが、「生息環境とともに、餌生物の変化」などとして、餌生物の分布や量の変化に関する調査と評価もぜひ入れていただきたいと思っています。というのも、海の中の生態系は陸域以上にすごく細かい食物連鎖が見られ、何かに影響があると間接的にターゲットとしている種にも影響が出てくる可能性があるため、餌生物に関する文言も入れていただければと思います。

○事務局（石井課長補佐） 今の餌生物のことについては動物のところに入れるのがいいのか、生態系の方で考えるのが適切なのか、そこはいかがでしょうか。

○白木委員 生態系にはもとより食物連鎖に関わることが入ると思うので、生態系のとこ

ろに改めて入れる必要は特にないのかなと思っています。生態系においてやるべきだとは思いますが、今のところ、実際にやられるかどうかは不明瞭なのかなという気もしますので、確実にやってもらえるように動物に入れた方がいいのではないかなというのが私の考えです。

○事務局（石井課長補佐） ご指摘の意図は理解いたしました。ただ、これは方法書ではなく、配慮書ということもあるので、事務局で検討させてください。

○露崎会長 どの利用状況なのかの文言についてはどうですか。

○事務局（川村係長） 区域及びその周辺の利用状況という形で入れることになるかなと思いますが、前後のつながりを確認した上で、後日、改めてメールで確認をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○押田委員 図書の 95 ページ、96 ページのコウモリ類についてですが、事業者はコヤマコウモリときちんと書いているのですよね。コヤマコウモリというのは、日本の固有種であり、東北地方の本当に一部にしかいなかったものが北海道でも見つかったというまさに珍しい希少な種であるということで、たしか上ノ国ウインドファームのときもこのお話をしたと思います。

そこで、今、白木委員が言われていた答申文の動物のアの 5 行目にある「専門家ヒアリング等において、希少なコウモリ類の生息、ネズミイルカなどの希少な海洋生物」というところの「希少なコウモリ類」の前に、もしよろしければ固有種を強調するような感じで「コヤマコウモリなどの」を入れていただけないかなと思っています。そうすると、全体的にも釣合いが取れるのですよね。「ネズミイルカなどの希少な海洋生物」となっていたり、その 3 行上も「オオセグロカモメなどの海鳥の繁殖地」と具体的な種が書かれているので、ここでも「コヤマコウモリなどの」を入れていただけるといいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（川村係長） この答申文（案）たたき台をつくる際、上ノ国町の辺りではコヤマコウモリのバットストライクが過去に確認されているので、事務局でも種名を入れるかどうかを検討しました。ほかにも希少種のコウモリ類が生息していること、また、今回は檜山沖における 2 件目の答申になるのですけれども、前回は、コヤマコウモリのことを把握していたものの、「希少なコウモリ類」のみの記載だったものですから、今回のたたき台は前回どおりの記載とさせていただきました。

しかし、今いただいたご意見は、そうしたことも踏まえて、今後、上ノ国町の辺りの事業は「コヤマコウモリなど」と明記したほうが良いというご意見だと理解してよろしいでしょうか。

○押田委員 今後はなるべく入れていっていただきたい単語かなと思っています。

○事務局（川村係長） では、そのように修正させていただきます。

○露崎会長 今後は具体的な種名を入れる方向でやっていくという認識でいいですね。

○事務局（川村係長） はい。

○露崎会長 了解いたしました。それでは、それを踏まえ、「コヤマコウモリなどの」という文言をここに入れることにしたいと思います。

そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○白木委員 答申の総括的事項の（２）には、漁業権等の法令等による規制やマリーン IBA や保護区などが含まれている区域設定について、その検討過程の説明が不十分で分かりにくい部分があるので、その検討過程について分かりやすく記載することと書いてありますが、これは、恐らく、Q&A の質問番号 2-8 や質問番号 2-10 で自然保護区等や漁業権の設定範囲をどうして含めているのかといった質問をして、その回答として書いてあることに対してのものなのかなと思います。

その回答は、要は、環境省が出している配慮書のガイドで区域を広めに設定することは事業の複数案になるとされており、そのために広く設定している、そして、その広く設定した中にそうした保護区などが入っているということを行っているのだろうと思うのですが、そもそも環境影響をなるべく小さくするために複数案を選定することになっていると思うので、複数案を立てるために、また、区域を広げるために保護区等をここに入れるというのは本来の目的から逸脱しているのではないかなと私は思うのです。

（２）に関しては、「検討過程の説明が不十分で分かりにくい」と書いてありますが、これは、不十分で分かりにくいというより、環境アセスメントの中での設定に対する解釈があまり適切ではないことから来ているのではないかなと思うのですね。ですから、どう書けばいいというのを明確に言えなくて申し訳ありませんが、そこをもう少しはっきり書いていただくことはできないでしょうか。

○事務局（川村係長） まず、こちらの答申文は図書に対する意見として作成しておりますが、Q&A で質問をしなければいけないものがあるということは、図書において十分な説明がされていない部分があるのではないかという趣旨で、「検討過程の説明が不十分で分かりにくい部分がある」という文言を入れさせていただいているところです。

○白木委員 では、図書は回答が得られる前のものであるから、取りあえず分からないと書いているということですか。

○事務局（川村係長） そのように理解していただけたらと思います。

○露崎会長 そのほかにご意見やご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等がないようですので、ただいまご審議をいただきました（仮称）檜山沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書の答申文（案）についてですが、動物のアの真ん中の辺りにある「希少なコウモリ類の生息」の前に「コヤマコウモリなどの」という言葉を入れて、「コヤマコウモリなどの希少なコウモリ類の生息」とすること、また、生息環境、餌生物という文言を入れるか入れないかについては今後検討して結論を得ること、さらに、「希少な鳥類やコウモリ類の」の後に区域及びその周辺という文言に

相当する言葉をどのように入れるかは、今後、事務局と検討し、入れるという結論に至った場合は入れるということで、確実に直すものが1点、今後検討して修正をするものが2点ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、これより議事（3）に入ります。

本日が1回目の審議となります（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業環境影響評価方法書についてです。まず、事務局からの事業概要の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（川村係長）引き続き、川村からご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

初めに、本事業に係る手続の経過について簡単にご説明をいたします。

本事業につきましては、昨年2月に配慮書手続が開始されまして、昨年4月及び5月に審議会でご審議をいただきました。昨年の5月の審議会には事業者にもご出席をいただき、ご説明を直接伺いながら審議を行っていただいた事業となります。

方法書につきましては、6月1日に縦覧が開始され、本審議会には6月7日付で諮問をさせていただいており、本日が1回目の審議となります。

本事業については、3回のご審議をいただくことを予定しております。

まず、1回目の審議ですので、図書の概要についてご説明します。

（仮称）留萌北部（沿岸）広域風力発電事業のクリーム色の図書をご用意ください。また、適宜、資料3-2の図書に対する質問事項及び事業者回答の別添資料をご覧いただきたいと思いますので、併せてお手元にご用意をお願いいたします。

まず、図書の表紙に記載がありますとおり、事業者は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスです。

図書の3ページをご覧ください。

本事業は、単機出力が最大で7,000キロワットの風力発電機を最大で100基程度設置する計画であり、総出力は65万キロワットとなります。

次のページに面積が記載されていますが、区域全体で8,339ヘクタール、そのうち、風力発電機の設置検討範囲は約3,554ヘクタールとなっております。

同じページにおいて、なお書きで本事業は大きく四つの位置に分類されるとしていますが、地区別の設置基数等は示されておられません。

1枚めくっていただきまして、6ページをご覧ください。

対象事業実施区域につきましては、天塩町、遠別町及び初山別村に位置しております。

次の 7 ページから 15 ページまでには四つに分類した位置図や現況写真が示されております。

また、配慮書から方法書に進む際に、発電機の出力及び基数や総出力、区域の見直しがされております。

ページが大きく飛ぶのですが、575 ページをご覧ください。

こちらには、事業計画の比較が表で示されております。総出力が 35 万キロワットから 65 万キロワットに増え、単機出力は最大で 5,000 キロワット級から 7,000 キロワット級となり、基数は最大で 80 基程度から 100 基程度に増えている一方で、区域面積は 4 万 877 ヘクタールから 8,339 ヘクタールに減少しています。

区域の位置につきましては、1 ページめくっていただき、576 ページをご覧ください。

緑色の部分が縮小された範囲ですが、追加したエリアもあり、その範囲がピンク色で示されております。追加されたエリアにつきましては、事業としての採算性の確保に向けた代替エリアとして、周辺に保全対象が存在せず、環境影響が小さいと考えられるエリアであると説明されております。

次に、前のほうに戻っていただきまして、30 ページをご覧ください。

こちらには、区域周辺の他事業が図で示されております。複数の事業が存在しております。対象事業実施区域内には既設の小型風力発電所が 2 施設あります。

続きまして、区域及びその周囲の概要についてです。

まず、動物について、78 ページをご覧ください。

動物の重要な生息地が図で示されておりますが、中央の辺りに記載されている富士見公園は鳥獣保護区となります。隣の 79 ページに拡大図が示されておりますが、対象事業実施区域と一部重複しており、また、対象事業実施区域の 3 キロメートルほど北側には KBA であるサロベツ川・天塩川が存在しております。

次に、81 ページをご覧ください。

こちらにはノスリの渡り経路の図がありまして、次の 82 ページにはオオワシとオジロワシの渡り経路の図があります。それぞれ区域及びその周囲で渡り経路が確認されております。

また、92 ページをご覧ください。

こちらは EADAS のセンシティブティマップにおける注意喚起メッシュ図ですが、区域内では注意喚起レベル A3 または B のメッシュが確認されているほか、区域の周辺には A1 のメッシュもあります。

1 枚めくっていただいて、95 ページをご覧ください。

こちらはガン類やハクチョウ類の集団飛来地ですが、区域内ではランク 1 のメッシュが確認され、区域の周辺にはランク 3 のメッシュもあります。

次に、植物についてです。

植生自然度につきましては、106 ページから 108 ページに細かい図が示されておりまして、区域及びその周辺には植生自然度 9 または 10 の植生が存在しております。

現存植生図につきましては、図書にも図があるのですが、資料 3-2 の別添資料の 3 ページから 7 ページに追加として風力発電機設置位置と重ね合わせ、図書よりも若干拡大した図をご提出していただいております。

続いて、図書に戻っていただきまして、116 ページをご覧ください。

こちらは重要な植物群落についてですが、区域の北側に環境省の特定植物群落に選定されている天塩町干拓～更岸海岸林が存在しております。

次に、重要な自然環境のまとまりの場についてです。

122 ページをご覧ください。

区域内には、鳥獣保護区である富士見公園、特定植物群落である天塩町干拓～更岸海岸林が存在するほか、この図の凡例では、黄色の縦線となりますが、保安林が存在しております。

この図は若干見づらいなので、ページが少し飛びまして、211 ページ、212 ページをご覧ください。

こちらには保安林の指定状況がより拡大した図で示されておりますが、区域内の北側には防風保安林があり、また、212 ページをご覧くださいますと、方法書段階で追加した東側のエリアの辺りが水源涵養保安林となっております。

次に、景観についてです。

ページに戻っていただきまして、127 ページをご覧ください。

こちらには景観資源の状況が表で示されておりますが、全部で 30 か所が確認されております。位置図につきましては、1 枚めくっていただいて、128 ページに示されておりますが、図の中央の辺りに記載されている金浦原生花園のほか、北側にある浜更岸～天塩川東岸や南側にある豊岬段丘が区域内に位置しております。

次に、配慮が特に必要な施設についてです。

159 ページ、160 ページをご覧ください。

学校、医療施設、福祉施設等が 2 ページにわたって表に記載されております。周辺に全部で 31 か所ありまして、風力発電機の設置検討範囲に最も近い施設は 159 ページに記載されている遠別中学校で、距離は 0.59 キロメートルとなっております。

また、160 ページの下のほうに住宅についての記載があります。住宅等から 500 メートルの範囲には風力発電機を配置しない計画とされておりますが、風力発電機の設置検討範囲から 1.5 キロメートル以内の範囲に約 1,700 戸の住宅等があるとのことでした。

続いて、第 6 章の調査、予測及び評価の手法についてご説明させていただきます。

354 ページをご覧ください。

こちらは項目の選定結果の一覧ですが、一般的な陸上風力に関わる項目はおおむね選定されております。

また、この表につきましては、本文の4行目に記載されておりますように、四つに分けた地区のうち、天塩遠別沿岸地区、北里牧場地区を対象にしたものとなっております。これ以外の二つの地区については、後ろのほうの358ページと362ページに別の表で記載されておりますが、同じ選定結果となっております。

次に、366ページをご覧ください。

こちらは累積的影響に関する選定項目の表が示されておまして、騒音、風車の影、動物及び景観について、累積的影響の予測、評価を実施するとされております。

次に、環境影響評価の手法について、主な項目に絞って説明をさせていただきます。

まず、騒音、振動についてです。

資料3-2をご覧ください。

19ページから21ページに調査地点の位置図が示されておりますが、地点名のうち、数字の前にVが入っているのは交通騒音及び交通振動の対象地点であり、その他のものは環境騒音及び残留騒音の調査地点となっております。

なお、19ページの南端にあるTK-N9と20ページの北側にありますE-N1は同じ地点であり、20ページの南端にあるE-N6と21ページの北側にありますS-N1は同じ地点を示しております。

続いて、動物についてです。

図書に戻っていただきまして、394ページ、395ページをご覧ください。

一例ですが、コウモリ類については、バットディテクターを用いた踏査による確認や高度別飛翔状況の確認、また、かすみ網及びトラップによる捕獲を行うとされており、希少猛禽類や渡り鳥については定点観察を行うこととされております。

調査地点につきましては、また別添資料3-2をご覧いただきたいのですが、24ページからは、哺乳類、昆虫類のトラップ調査地点、そして、37ページからはコウモリ類の調査地点、50ページからは鳥類ラインセンサスルート、63ページからは植物となり、植物相の調査範囲、76ページからは生態系の調査地域の拡大図となっております、89ページからは、動物に戻りまして、希少猛禽類、渡り鳥の調査地点、最後の92ページは、1次質問に対する回答で追加されたものですが、バットディテクターの追加調査の候補地点の位置が示されております。これらは、図書に掲載されている図では植生凡例の色が見にくい等があったことから、新たな図としてご提出をしていただいたものとなります。

なお、動物、植物ともに踏査ルートは現時点では確定していないとのことです。

続いて、景観についてです。

図書の416ページ、417ページをご覧ください。

416ページは、事業実施想定区域のうち、北側にある二つの地区を対象とした調査地点の位置図が示されておまして、主要な眺望点については眺望方向も示されております。

隣の417ページは調査地点の一覧となっております、主要な眺望点が8地点、身近な視点場が9地点あります。

また、ほかの二つの地区については、それぞれ、471 ページ、472 ページ、そして、525 ページ、526 ページに同様の位置図と地点一覧表が示されております。

最後に、人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

420 ページ、421 ページをご覧ください。

まず、景観と同様に、北側の二つの地区を対象とした調査地点の図及び一覧表が示されておりまして、調査地点は対象事業実施区域から 10 キロメートル以内の範囲として設定されております。

なお、ほかの二つの地区につきましては、それぞれ、475 ページ、476 ページ、また、529 ページ、530 ページにおいて、同様に位置図及び地点一覧表が示されております。

簡単ではございますが、図書の概要については以上とさせていただきます。

続きまして、資料 3-1 を用いて、事務局から図書について 1 次質問を行い、事業者からいただいた回答の中から幾つかをご紹介します。

最初に、1 ページ目の質問番号 1-4 をご覧ください。

本図書には、誤字脱字のほか、不正確な内容が多数認められましたが、本事業に関しては、配慮書に対する知事意見において図書の正確性について指摘をしておりました。それに対する事業者の見解として、正確で分かりやすい図書に努めると記載されておりますが、目立った改善がなされていないように思われるため、その旨を指摘し、原因及びこのような図書を作成し続けることについての事業者の認識を質問しました。これに対して、事業者からは、まず、配慮書時点では 3 名で行っていた図書のチェック体制の人数を 5 名に増やし、対策を講じましたが、査読者のそれぞれが誤りを直していったため、言葉や文言の整合が図られなくなったという原因もあると考えており、準備書では読み合わせなどをして対応していきたい、また、図表番号等の記載内容がリンクしている箇所については、最終段階で各リンクの内容に不整合がないかを確認し、修正していくことを考えているとのことです。

次に、2 ページの質問番号 2-1 をご覧ください。

①において、配慮書段階から発電機の単機出力及び基数が増加した理由、また、区域面積は減少している一方で、出力、基数の増加が両立する理由について質問しました。これに対して、事業者からは、風況解析及び環境配慮の観点から事業範囲を絞り込んだ上で初期段階の造成設計を行ったところ、配慮書時点での想定を上回る基数が配置可能であることが判明した、また、風車メーカーとの協議から単機出力の大きい風車が将来的にリリースされる可能性が見込めることが判明したことを踏まえて出力及び基数が増加となったとのことです。

また、④においては、準備書作成時に、事業規模の縮小、もしくは、単機出力、基数、発電所の総出力が増加することがあるのかを確認しております。これに対して、事業者からは、調査、予測、評価の結果次第では準備書作成時に事業規模を縮小する必要があると考えている一方で、事業規模が増加することはあり得ると考えており、その場合には、必

要に応じて、追加の調査、予測、評価の実施を検討するとのことです。

次に、4 ページの質問番号 3-9 をご覧ください。

こちらは植物に関する質問ですが、配慮書について審議していただいた際の Q&A において、収集すべき資料を例示した上で、それ以外にも多数の資料が存在することから、情報収集への懸念がある旨を指摘し、その際に、事業者からは、見逃さないように進める、提示した資料も収集し、既存文献に追加する旨の回答がなされていまして、本図書における対応状況について質問をしております。これに対して、事業者からは、配慮書で整理した文献のほか、遠別町史やガンカモ類調査に関する文献を追加しており、見逃さないように対応していると考えている、また、方法書においては、北側の利尻礼文サロベツ国立公園のエリアを対象事業実施区域から省くこととし、エリアが縮小したため、サロベツ湿原等に係る文献の追加は行っていないとのことです。

次に、8 ページの質問番号 6-3 をご覧ください。

配慮書段階では、本事業は5発電所程度で一つの事業となるため、5発電所程度全体の影響を予測、評価する予定、個別の発電所については検討するとの事業者の見解を確認しておりましたが、本方法書では、個別の3地区ごとに調査計画を立てており、また、他事業者との累積的影響も検討されているものの、事業全体としての計画は示されていないことを指摘し、事業全体としての環境影響について、どのような調査を行い、影響の予測、評価をしていくのかを質問しました。これに対して、事業者からは、本事業は広範囲にわたるため、全体で一つの計画ではなく、地区ごとに細かな配慮ができるように個別の地区ごとに調査計画を立てている、なお、個別の地区のみで評価が終結しないように各地区の複合影響を受ける箇所にも調査地点を設置し、事業としての環境影響を把握するようにしているとのことです。

次に、9 ページの質問番号 6-9 をご覧ください。

専門家等へのヒアリングに関してですが、④において、事業者の対応について、専門家の各意見に対し、調査、予測及び評価のどの段階でどのように反映したのかを具体的に示すよう質問しました。これに対して、事業者からは、調査方法の該当箇所に、現地調査時の留意事項として、対象種や対象範囲、対象環境を記載し、ご意見のあった対象種を確認できる内容を追記している、シカについては、予測方法自体を変えるようなご意見ではなかったため、具体的な記載はしていないとのことです。

また、関連する質問として、13 ページの一番下の質問番号 6-45 をご覧ください。

山側にもバットディテクターを設置したほうがよいという専門家からの指摘に対し、図書ではバットディテクターが海側の1か所のみであったことから、これで十分とした理由を質問しました。これに対して、事業者からは、山側に追加で1か所を設置予定だが、方法書の図書には反映できていなかったとのことです。2次質問においては、専門家ヒアリングの結果に対する事業者の対応について、図書に具体的に記載されているかどうかも含め、確認できるような質問を検討していきたいと考えております。

なお、バットディテクターを山側に設置することについては、図書の概要を説明した際にご覧いただきました資料 3-2 の別添資料の最後のページに示されております。

最後に、15 ページの質問番号 7-5 をご覧ください。

②において、対象事業実施区域に追加されたエリアに関し、図書において、周辺に保全対象が存在せず、環境影響が小さいと考えられるエリアを追加したと記載されていますが、追加したエリアには、植生自然度 9 と 10 の箇所があり、水源涵養保安林、崩壊土砂流出危険地区も含まれていることから、周辺に保全対象が存在せず、環境影響が小さいエリアと言えるのか、事業者の見解を質問しました。これに対して、事業者からは、保全対象とは既存文献上から詳細な位置が特定できたものを指している、今回追加したエリアにはこれらの分布は存在しないことから、現時点では環境影響の小さいエリアだと考えている、なお、植生自然度 9 と 10、水源涵養保安林、崩壊土砂流出危険地区については、追加したエリアに含まれていますが、配慮書段階の事業実施想定区域から方法書段階の事業実施への絞り込みにより、全体の面積としては大きく減少しているとのことでした。

簡単ではございますが、本事業の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、議事（1）でご審議をいただいた事業と同様に、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。メールにて依頼させていただきますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○澁谷委員 まず、事業区域の中にこの辺に残っている天然性の海岸林が含まれているほか、保安林の中にも、防風保安林だったと思いますが、それが含まれています。

まず、天然性の海岸林に関しては風車の設置場所から外すようにしたいと考えていますし、防風保安林は、今説明をいただいた個別の保護対象があり、そこも必ず外していただきたいので、天然性の海岸林や防風保安林の保護について 2 次質問をさせていただければと思います。

それから、多分、事業地域に含まれていると思うのですが、国有林が海岸林を造成している地点を数年前に見た記憶があるのですよね。場所ははっきりしないのですが、事業者はそういうところをちゃんとチェックできているのかも質問させていただければと思います。

さらに、先ほどの 1 次質問の質問番号 7-5 では、個別の保護対象がないからいいではないか、以前よりは面積が小さくなっているからいいではないかというような回答がありましたが、その中でも特に崩壊土砂流出危険地区は手をつけるべきところではないと思いますので、ここについては、もう一度、同じ趣旨で質問をしていただければと思います。では水源涵養保安林はいいのかと言われると、よろしくはないのですけれども、崩壊土砂流

出危険区域というのは崩れる危険があるということが認識されている場所です。小さくはなりましたが、そこが 33 ヘクタール含まれているということにはやはり問題があると思いますので、そこについてももう一度質問をしていただければと思います。

○事務局（川村係長） 今いただいたご意見につきましては2次質問で対応していきたいと考えますが、具体的な文言については後ほどメール等でご確認をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○露崎会長 質問番号 7-5 に関しては私も問題が多々あるなど思っているのですが、いろいろ書くかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

2次質問に向けまして、そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○押田委員 まず、図書の 394 ページの動物に係る調査内容の詳細の部分にあるコウモリ類の調査について、日没から 3 時間程度など、時間は書いてあるのですが、季節についてはどうなっていましたか。1 回、3 時間やりましたという感じなのでしょうか。資料 3-1 の 13 ページの一番上、質問番号 6-38 の生態系に係る調査、予測及び評価の手法のところには、春季、夏季、秋季、冬季と書いてありますが、これに合わせてコウモリの調査も一緒にやるのかどうか、それを確認させてください。

○事務局（川村係長） 今、394 ページについてご意見をいただきましたが、1 枚ページを戻っていただいて、392 ページをご覧いただければと思います。

5 の調査期間等の現地調査の b は哺乳類（コウモリ類）となっておりますが、ここに各調査をいつの季節にやりますということも含めて記載がされておまして、バットディテクターによる踏査での確認は春、夏、秋の 3 回、かすみ網及びハーブトラップによる捕獲は夏の 1 回、バットディテクターによる高度別飛翔状況の確認は春から冬にかけて 1 回とされているところです。

○押田委員 かすみ網とハーブトラップによる捕獲が果たして夏季の 1 回でいいかどうか、また、バットディテクターによる高度別飛翔状況も春季から冬季という非常に長いスパンの中で適当に 1 回行くという感じに何となく見えてしまうのですよね。コウモリは季節によって動きが違う種も多々いますので、計画的で丁寧な調査をしていただけないかと思うのですが、特に詳しいことは言われていないのですよね。

○事務局（川村係長） はい。これ以上の確認はできていないので、2次質問で対応していきたいと考えております。

○押田委員 ここはぜひお願ひいたします。

それから、図書の 394 ページの哺乳類（コウモリ類を除く）の部分についてです。これは随分前にも言ったのですが、トラップ法のところがシャーマントラップだけなのですよね。ピットフォールトラップはここではされていなくて、しかも、トラップは 1 地点につき 20 個とし、1 晩設置することになっています。シャーマントラップは、ぱたんと閉まってしまいますので、1 匹捕まえたならもう機能しないわなのですよね。トガリネズミ類なんかのことを本当に考えるのであれば、やはりピットフォールトラップみたい

なものも併設して調査をしていただくとより正確になると思うのですが、トラップについてこれ以上の情報はなかったでしょうか。

○事務局（川村係長） 資料3-1の9ページの下から二つ目の質問番号6-10でトラップに関する1次質問を一つしているのですが、この質問で十分かどうかというのは確認が必要かなと考えているところです。

○押田委員 そうですね。トウキョウトガリネズミの把握が難しいというのはそうなのですけれども、それも含めて状況を把握することは大事ではないかなと僕は思いますので、ピットフォールトラップも使うのだったら、この調査のときに20個ぐらい併設していただけるといいかなという感じがいたします。それを2次質問でお尋ねしていただけますでしょうか。

○事務局（川村係長） 文言につきましては後ほどメールでご相談をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○押田委員 次に、資料3-1の4ページの質問番号3-5についてです。

キタリスが確認されていますが、エゾリスと同種として扱っているという認識でよろしいでしょうかとお尋ねをしていただいて、事業者の返答にエゾリスからキタリスへの和名変更がなされたと書いてあるのですが、エゾリスはただ単にキタリスの亜種であるというだけで、和名変更なんていう大きな問題ではないと思うのですよね。この事業者の返答は読んでいておかしいなという気がしましたので、大丈夫かなとちょっと心配なところではあります。

また、その下の質問番号3-7については、富士見公園鳥獣保護区を積極的に外していく姿勢はないのかな、どう考えられているのかなと思ったのですよね。資材搬入路として道路改良等を行う可能性もありますが、現道が存在することから影響を最小限にできると言われてはいるので、使う分には使うのでしょうけれども、そこの中に風車が建設される可能性がまだこの文章の中には残っているので、今後、こういった事業を考えていく上で、むしろそういうものは積極的に外していこうという姿勢があったほうがいいのではないかなと僕は思います。

鳥獣保護区となっていたのに、そこにいきなり風車がどんと建ってしまったらすると、今まで保護区だと思っていた人たちはやはりびっくりするし、保護区とは一体何なのだろう、どんな価値があるのだろうという感じで社会的な信用も大きく落ちてくるような気もしまして、この辺りの配慮をもうちょっと強めにしていただけるといいのかなという気がいたしますので、2次質問でこの部分ももう一度強めに聞いていただけるといいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（川村係長） 今いただいたご意見をベースに指摘事項を記載した上で改めて事業者に見解を質問するような2次質問を検討していきたいと考えております。

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等はございませんか。

○先崎委員 今までのところと似たような指摘になるのですが、全体的に、方法書という

段階としては、地点が決まっていないとか、鳥の場合も、長さが分からない、どこで調査をするかが分からないとか、生態系の上位性注目種や典型性注目種もまだ分からないとなっていますよね。それに質問をしていただいておりますが、ざっと読むと、基本的には現地で調べて何とかやりますというスタンスのように思えるのです。これは、どこをどうしろと我々が一々指摘すべきなのかというのはすごく疑問で、事業者にはどこで何を調べるかをもう少ししっかりと示していただきたいと思うのですが、そういったことは難しいのでしょうか。

○事務局（川村係長） アセス手続の流れについてですが、方法書の次の段階が準備書で、予測、評価等を行っていくことになっておりまして、準備書になってから必要な調査の手法が網羅されていなかったのではないかと問題が生じないように、方法書で手法等を十分に検討すべきという位置づけになっていると考えております。明確に決められない部分ももちろんあるかとは思いますが、決められないものに対してもどういう考え方の下にやっていくのかが具体的に分かるような内容にしていかなければならないと考えておりますので、そこに向けた2次質問を検討していければと思います。

○先崎委員 2次質問で全部を一つ一つやっていくというのは、すごい効率が悪いといえますか、これは私たちの仕事なのかと思ってしまうのですよね。ほかの事業でここまで決まっていないということがあるのかは分かりませんが、どうでしょうね。

○事務局（石井課長補佐） 委員のご指摘は全くそのとおりでして、この図書を見て、我々もまさに同じように感じたところではあります。ただ、出てきたのがこういうものですので、これに対して足りないところを指摘していくことになりまして、今、委員がおっしゃられましたように、個別具体的に指摘するレベルではないものについてもQ&Aを通して包括的な形で指摘し、対応を求めていくことになります。

○先崎委員 多分、今の段階ではどうしようもないということかなと理解しました。論点がずれてしまうかもしれないのですけれども、今は本当にとんでもない図書でも通ってしまうという状況だと思うので、この事業に限らず、これは何とかしてほしいということ意見を申し上げておきたいと思います。

次に、個別の事項に移りますけれども、Q&Aの12ページの質問番号6-36と質問番号6-37では、オジロワシとウグイスが挙げられていて、回答を読むと、調査内容が妥当かを審査していただくというところに基本的な考え方は他種であっても大きく変わらないと書いています。ただ、これは当たり前だと思いますけれども、大きく変わりますよね。図書を見ると、好適生息地を評価すると書いてありますが、ウグイスは一夫多妻であり、雄が1羽いて雌が何羽いるかということや密度などが分かりにくい種類です。密度より繁殖成績のほうが大事だという考え方もありますけれども、そうすると、一夫多妻なので、ここに挙げられているスポットセンサスやテリトリーマッピングでは絶望的ですよね。では、もう少し大きなサイズの種類にしようかとなったら、調査ルート長さや調べなければいけない面積が大きく変わってきますので、今の段階でしっかり決めておかないと駄目ですよ

ね。こういった場合は、どうやって種を選定して、特性ごとにこういったことをやるのかをしっかりとめていただくというのではないかと思います。これはほかにも共通するのではないかなと思いますので、それを指摘していただきたいと思います。

○事務局（川村係長） 2次質問の文言については、後日、メールでご相談をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○露崎会長 そのほかにご意見やご質問等はございませんか。

○押田委員 追加で一つだけです。

今回、準備書から面積が一気に狭くなったと思いますが、風車の数は多くなっているという状況を考えると、つまり、そのエリアにそれだけたくさんの風車が密に建てられるということになるのだろうなという感じがします。そうなったときに、累積効果に等しいような、動物や鳥に対する影響がよりシビアになる可能性もあるのかなという気がするのです。風車の間隔がどのぐらいかというイメージがぱっと湧かないのですけれども、密になることによって動物に対する圧が強まる可能性にも配慮するというような2次質問をすることはできますでしょうか。

○事務局（川村係長） 景観では密になることに対しての質問をしているのですが、結局、方法書に基づいて調査をして検討していきますという書きぶりで、具体的な回答は得られていないので、動物、植物、生態系に対する影響も含めて、再度、事業者の見解を確認していきたいと思いますし、あわせて、風車の間は最低どれぐらいの距離を考えているのかも確認していければと思います。

○事務局（石井課長補佐） 今の回答の補足です。

実は、質問番号 2-6 と質問番号 2-7 で委員のご懸念に関連する質問を既にしてはいるのですが、この回答では全く不十分だともちらも考えておりますので、今のご指摘も踏まえて改めて確認していきたいと考えております。

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等がございましたらお願いします。

○白木委員 この内容に関する話ではないのですが、先ほど答申文には図書に書いてあるものに関する事しか書けないということがありました。例えば、このように情報が歯抜け状態になっていて不明点が多いような図書で、Q&A によって得られた新しい情報に対していろんな問題が指摘でき得るような場合でもそれを答申文に入れることはできないということになりますか。

○事務局（川村係長） 今回、方法書の答申文（案）が資料にないのですが、配慮書に対する答申文（案）と同じように、個別的事項という形で、動物、植物、生態系について、それぞれ準備書に向けて調査手法が不足しているものについて意見を述べていくことになると考えておりますので、その点は Q&A で不足する部分も含めて検討ができると考えております。

○白木委員 ちゃんと理解していなくてごめんなさい。一つ前の事業のとき、図書に載っている事項についての答申なので、Q&A で扱ったことは答申に載せられないというお話が

あったのですが、今回の場合も Q&A で聞いたことに関しては載せられないということなのですか。

○事務局（川村係長） Q&A は、あくまでも図書に書かれている内容に対して事業者の見解を補足で確認するというイメージで考えております。Q&A に不備があるということは、そもそも図書に不備があるということになってくると思いますので、図書に関連づけて意見を述べていくことは可能と考えます。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等がないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

最後の案件の前に 3 時 40 分まで休憩としたいと思います。

[休 憩]

○露崎会長 会議を再開いたします。

これより、本日の最後の議事となります議事（4）に入ります。

本日が 3 回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）島牧ウィンドファーム事業環境影響評価準備書についてです。

この議事につきましては、冒頭で事務局から説明がありましたように、希少種に関するご意見やご質問等がある場合は、一通りの審議終了後、希少種保全の観点から非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際には申し出てください。

まず、本件については、先月の 6 月 19 日に現地調査を行っておりますので、事務局から簡単に説明をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 事務局の道場です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、6 月 19 日に会長を含む 3 名の委員とともに島牧ウィンドファーム事業の現地調査を行いましたので、簡単にご報告いたします。

図書を使いながら説明いたしますので、必要に応じて併せてご覧ください。

まず、事業の概要についてです。

図書の 14 ページをご覧ください。

こちらは事業の全体図ですが、本事業は、島牧村、寿都町、黒松内町を含む約 931 ヘクタールを事業実施区域として、最大出力 9 万 4,600 キロワットの風力発電所を建設する計画となっております。

ページが飛びまして、894 ページをご覧ください。

こちらは景観の図になりますが、まず、事業地の西側にある調査地点 17 から調査を開始しました。本事業と同規模の風力発電機を設置しております新島牧ウィンドファームの風

車が既に1基建っております、それを基に景観の調査を行いました、図書のフォトモンタージュとほぼ同様の見えの大きさであることを確認しております。

元に戻っていただきまして、16ページをご覧ください。

次に、新島牧ウィンドファーム付近にあります風車設置予定位置についてですが、この図の真ん中からやや下のT08の付近にて調査を実施しております。

調査地点から新島牧ウィンドファームの風車まで大体300メートルから400メートルの離隔距離がありまして、風車の稼働による騒音ですが、意識して聞けば聞こえるという程度で、個人的には、道路を走行したり、その場に15分ほどいましたものの、あまり不快に感じる程度ではないのかなと感じたところです。

また、本地点では、ノスリや、外来種のフランスギクの生息、生育が確認できております。

次に、隣のページをご覧ください。

こちらは事業地の南側の区域ですが、T16に近い林道地点にて調査を実施しました。T16からやや下に黄色い線が入っているのですけれども、ここが林道でありまして、調査地点の北部は草地、南部は防風保安林となっております。図書では、保安林の中に、ダケカンバやシナノキ、エゾイタヤが生えているとありましたが、樹高は5メートル程度と結構低めの樹木が多かったという印象でした。こちらでは、ウグイスやオオジシギの鳴き声等が確認できております。

次に、すぐ近くにございますT17地点の周辺にて調査を実施しております。この図のT17の文字のちょうど上の辺りに車を停めて調査をいたしました。本地点も草地が広がっており、特定外来生物であるオオハンゴンソウが見られまして、図書の記載よりも生育範囲が拡大しているという印象を受けております。

次に、ちょっと戻りまして、16ページのT02とT07の間にある林道の開けた箇所にて調査を実施しました。この図だと分かりにくいのですが、T02とT07の間にちょうど草地向いた部分がありまして、そこの一部白くなっているところが林道の開けた部分となっております。

本地点には風況観測塔が設置されていたほか、路面が採石により整備されている場所でありまして、委員からは砕石敷きでも外来種が侵入する可能性や緑化の必要性について指摘がありました。

なお、本地点は調査のポイントになっておりますが、改変の予定はないということです。

最後に、変電所設置予定位置周辺にて調査をしております。場所は18ページにありますT21とT22の間ぐらいの地点になりますが、行ったタイミングでちょうど風車事業の地質調査が行われていました。

ほかにも鳥類について調査を実施しておりますが、詳細な説明は割愛させていただきます。

今回の調査では、鳥類の調査地点の現況と調査結果の比較を中心に行いましたが、現地

では調査に出席していただいた先崎委員が鳥類調査の結果を事業者を確認していらしたようなので、申し訳ありませんが、感想を含めて簡単にご報告をいただいてもよろしいでしょうか。

○先崎委員 地点ごとに、猛禽類の状況、事業者がどのくらいの情報を把握しているのか、渡り鳥の調査の状況、確認種やどんなことをやったのか、また、答申文にもあると思いますが、冬鳥の調査手法、妥当性など、環境と照らし合わせながら事業者に通り質問をしました。

私が見た限りでは鳥が少ない環境には見えませんでした。先ほど説明があったように、繁殖していそうなノスリが2羽いたのですが、事業者からは繁殖しているであろう個体だという説明はあったものの、巣の位置は分からないということで、この点は説明が少し不満足だったかなと思いました。

それから、オオジシギなどが風車の建つところを飛んでいましたので、影響評価をちゃんとしたほうがいいのではないかという指摘をしました。冬鳥について、植生といいますか、大きな木や実がなるような木があったりして、今回の調査結果はほとんど出ていないのですけれども、ちょっと不十分なのではないかなという点を指摘したりしました。それについては真摯に回答をいただいたのですけれども、納得はできなかつたかなという状況です。

また、夜の渡り鳥について指摘したところ、ちょっと強い言い方になりますけれども、担当の方はこの点に関してしっかりと説明ができないように見受けられました。これは鳥の状況全般的にですけれども、私としては調査が十分なのかどうか、少なくとも判断できない、十分だとは言えないという感想を抱いたところです。

○事務局（道場主任） ご報告どうもありがとうございます。

そのほか、調査に出席していただいた露崎会長や鈴木委員から何か補足することはございませんでしょうか。

○露崎会長 補足ではありませんけれども、やはり人の手が入ったところでは外来種の侵入が著しいので、これは、何らかの対策をしたり、分布をもう少しきっちりと把握する必要があるのではないかなという印象を受けました。

それから、北のほうは結構いい林が残っているので、そちらもあまりおろそかにしないほうがいいのではないかという印象を持ちました。

○事務局（道場主任） ありがとうございます。

鈴木委員からは何か補足するような点等はございませんでしょうか。

○鈴木委員 特に補足すべきことはございません。現地を視察させていただきまして、大変勉強になりました。ありがとうございます。

○事務局（道場主任） 補足とご意見をいただき、ありがとうございます。

現地調査については以上となります。

○露崎会長 それでは、改めまして、事務局から主な3次質問とその事業者回答等の説明

をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 引き続き、道場から説明させていただきます。

本来であれば、ここで公聴会の開催結果についてご報告をするところですが、今回は公述の申出がなかったため、島牧ウィンドファームの公聴会は開催中止となったことを改めてご報告させていただきます。

続きまして、資料 4-1、資料 4-2 と図書を用いまして、3 次質問と事業者回答について、後ほどご覧いただく答申文（案）たたき台に関係するものを中心に説明いたします。

まず、資料 4-1 の 8 ページの質問番号 8-3 をご覧ください。

こちらは、先ほど先崎委員からもご意見があったとおり、調査の妥当性について、何をもちて調査結果が十分であるとしたか、また、十分な調査がされているか、調査日の詳細や意見の具体的内容を確認しました。これに対して、事業者からは、専門家の意見により、鳥類相及び調査範囲について十分な調査がされている、また、晴れていても確認種がゼロの時間帯があり、天候によって個体数や種数が顕著に減少しているわけではないので、冬季における鳥類相の生息状況は把握できており、再度調査の必要はないとのこと。

また、冬季の鳥類相、渡り時期における夜間の渡り鳥の通過状況などのデータが十分ではないことから、追加のデータ収集を含めた予測、評価について見解を伺いました。これに対して、事業者からは、冬季の鳥類相について、調査精度としては問題ない、渡り期の夜行性鳥類の生息状況等は、十分な情報が得られていない可能性を考慮し、事後調査により確認するとのこと。

次に、めくっていただきまして、9 ページの質問番号 8-4 をご覧ください。

こちらでは、典型性注目種のウグイスについて、データがないことは影響がないことを意味しているのではなく、現状のデータの不確実性を踏まえて影響評価を行ってほしい、現状のデータで評価できないのであれば、今後どのような方針でこうした種への衝突率の影響評価を行っていくのかを伺いました。これに対して、事業者からは、予測に十分な情報が得られた場合は評価書において示すとともに、十分な情報が得られなかった場合は、予測に不確実性があることも踏まえて評価をし、事後調査において確認するとのこと。

また、ノスリのペアの繁殖状況が分からず、バードストライクのリスクが適切に評価されているのかが疑問なので、追加調査の必要がないかを伺いました。これに対して、事業者からは、バードストライクのリスクにおいては、安全側の予測となっていると考えられる、追加調査については検討していないが、供用後に影響が懸念された場合は追加調査を検討するとのこと。

次に、15 ページの質問番号 15-5 をご覧ください。

こちらでは、イヌワシの亜成鳥が定着しているかどうかは追加の調査を行わないと分からないのではないかと伺いました。これに対して、事業者からは、少なくとも当該地域が餌場として高利用されるような重要な地域ではないと思うが、利用されないと断言することはできないため、事後調査中において本種の生息に関する情報が得られた場合には、専

門家に相談の上、詳細な調査を検討するとのことでした。

次に、めくっていただいて、19 ページの質問番号 15-20 をご覧ください。

こちらでは、エネルギーの消耗やその累積的な蓄積による繁殖等への影響が示唆されていることから、迂回によるエネルギーロスの影響についても予測した上で評価が必要ではないかと伺いました。これに対して、事業者からは、影響の程度や予測手法が明確となっていないことから、影響の予測、評価は困難である、オジロワシは主な移動ルートとなっていないこと、ツミは風力発電機が渡りの飛翔方向を大きく妨げるような直交型の配置とはなっていないことから影響は小さいと考えられるが、予測には不確実性を伴うことから事後調査により適切に影響を把握する方針には変わらないとのことでした。

次に、めくりまして、22 ページの質問番号 16-6 をご覧ください。

こちらは、外来種について、オオハンゴンソウが既に道路沿いに広範囲に定着していることから、全域で分布拡大することが懸念される状態とみなすべきではないか、特にヤードや道路上は、侵入防止対策を施し、その上で見回りをするのが適当ではないか、オオハンゴンソウ以外の植物への対策はどのようなものを検討しているかを伺いました。これに対して、事業者からは、ヤードを砕石敷きとする、供用後の定期的な刈り取りや除草剤の散布等、実行可能な範囲で検討しており、その旨を評価書に記載する、なお、現地で確認されたフランスギクについても、同様の対応を含め、より有効と思われる対応を実行可能な範囲で検討するとのことでした。

簡単ですが、3 次質問とその事業者回答についての説明は以上といたします。

続きまして、資料 4-3 の関係町村長の意見を簡単に紹介します。

まず、島牧村長の意見についてです。

前段では、図書に記載の結果はおおむね妥当としつつ、項目のみの紹介といたしますが、工事中の騒音、超低周波音、水質、動物、生態系への影響の 5 点について配慮が必要という意見をもらっております。

次に、寿都町長の意見についてです。

適切な評価書の作成、累積的影響及び動植物や生態系への影響、水質、学校や病院などの配慮が特に必要な施設、工事用資機材等の輸送における振動や騒音等、土砂等の流出、漁業者への説明及び地域住民への積極的な情報提供の 8 項目について意見がございました。

最後に、黒松内町長の意見についてです。

こちらは 3 項目ありまして、1 点目は地域住民との相互理解の促進、2 点目は区域及びその周辺の他の風力発電事業者との情報交換について、3 点目は動植物の生息環境の適切な保全や対応について意見がございました。

簡単ですが、資料 4-3 についての説明は以上となります。

○露崎会長 答申文の説明の前に、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○白木委員 質問番号 8-3 では、夜行性鳥類については、情報がきちんと得られていない可能性があるのですが、事後調査により確認しますというお話をされているのですが、事後調査によって何を確認するのですか。いるかないかをもう一回確認するということですか。

○事務局（道場主任） 事後調査により確認いたしますというのは、ここに限らず、結構出てきているのですが、本当に確認できるかどうかも含め、建設後に全て再調査をするということではなく、事後調査において把握していきたいという回答をもらっております。

○事務局（石井課長補佐） 補足です。

本件は、この後、非公開審議の有無があるので、答申文まで説明をしていないのですが、このような事業者回答を受けて、答申文にそれを踏まえた意見を付けております。それは後ほど説明させていただきます。

○白木委員 普通は、影響評価をして、その評価に対して不確実性がある場合にそれを確認する意味で事後調査を行うことが多いと思うのですね。例えば、現在と建った後では環境が変わってしまっているし、風車が稼働している状態で事後調査をしてもあまり意味のあるようなことはできないのではないかなと思うのです。評価をしたことに対して、その評価が正しいかどうかを事後調査によって明らかにするというのであれば意味は通じるのかなと思います。

○事務局（石井課長補佐） まさにそのような点を踏まえて答申文をつくっておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

○露崎会長 それでは、そのようによろしくお願いします。

そのほかに確認したいことや質問、意見等はございませんか。

○押田委員 私が見落としていたのかもしれませんが、図書の 543 ページの哺乳類の調査結果のトガリネズミのところではジネズミが捕まっているのですが、これは秋と夏にトラップ法で捕まえているということによろしいのですか。

○事務局（道場主任） 図書に書いているので、そのとおりのかなと思っております。

○押田委員 こういう書き方になっているのですけれども、何匹捕まったという詳細な情報は無いですね。オール・オア・ナッシングで、いるかないかとなっているのですが、ジネズミは北海道ではブルーリストにたしか載っていて、外来種なのですね。そして、外来種ではあるのですが、捕ろうと思うと意外と捕れないのです。2015 年ぐらいの段階では、たしか、旭川が北限だなんていう論文があったのですが、それ以上、私のほうで真面目に追跡をしていないので、分からないのですよね。でも、こういう調査の中でこういうものがまた出てきたというのは、生物学的には大事な情報になってくるので、詳しい情報を教えていただくことはできますでしょうか。

○事務局（道場主任） 私たちも気づかず申し訳ありません。ただ、この Q&A が最後になってしまうので、公表での確認は難しいのかなと思いますが、事業者に実際にどんなものだったのかを個別に聞くことはもしかしたらできるかもしれません。

○押田委員 せっきくのデータになるかもしれないので、教えていただけますと、今後、

私としてもまた考えていけるので、非常にうれしいかなと思います。

こういうとき、丸だけつけるというのもありかもしれませんが、ちゃんとした捕獲数も出すと最後のまとめをするようなデータとしてはよかったりするかなという気がします。あまりうるさいことを言い過ぎてもよくないと思うのですけれども、今後はそうなればいかなというのが私の思いです。よろしく願いいたします。

○事務局（道場主任） ご意見をありがとうございます。事業者には、今のご意見を踏まえ、詳細なデータについて確認してみようと思いますので、確認でき次第、改めてメール等でご報告させていただければと思います。

○露崎会長 そのほかにご意見やご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等がないようですので、ここで非公開審議について確認をいたします。委員の皆様から希少種に関してご質問やご意見がある場合には挙手をお願いいたします。画面に映してもいいですし、声でもいいので、お願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 特に希望がないようですので、本議事につきましては非公開審議を行わないことといたします。

それでは、引き続き、事務局から答申文（案）たたき台の説明をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 引き続き、道場から説明させていただきます。

最後に、資料 4-4 の答申文（案）たたき台についてご説明いたします。

たたき台については、先ほども回答があったとおり、これまでの審議の経過等を勘案し、Q&A 等を基に作成しております。

まず、前書きですが、1 段落目には、面積、出力、発電機の諸元等、2 段落目には、後ほど説明いたします個別的事項に関することとして、鳥類の生息や重要な植物種について記載し、3 段落目は、以上を踏まえ、次の事項について真摯に対応することとしており、文脈などの書きぶりについては従来と同じとなっております。

次に、総括的事項についてです。

まず、（1）は、準備書における環境影響評価の妥当性についてです。

現地情報の把握や予測及び評価の科学的根拠が十分ではない項目があり、影響を回避または低減できるとする評価の妥当性が把握できないため、科学的根拠を示した上で改めて予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること、その結果、重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合などは、風車の配置の変更や事業規模の縮小など、事業計画の見直しを行い、確実に環境影響を回避または低減すること、代償措置を優先的に検討することがないようにすることとしております。前段は本図書の記載と合わせており、後段は従来と似たような表記となっております。

次に、（2）は、評価書の作成に当たっての留意事項についてです。

基本的には従来どおりですが、今回、後段の「また、」以降を新たに追加しております。

こちらは、準備書の手続中に累積的影響評価の対象としている新島牧ウィンドファーム事業の風車が稼働を開始するといった状況の変化があり、図書の記載内容と異なる状況となったため、その変化を反映するよう留意事項として記載しております。

最後に、(3)は、準備書の公開についてです。

こちらは従来どおりになっておりまして、図書の印刷、ダウンロード及び縦覧期間終了後の継続的な公表を求めています。

総括的事項は以上になりまして、次に個別的事項に移りたいと思います。

(1)は、騒音について、類型指定はされていないものの、A地域の基準値を上回る予測となっていることから、影響を回避または十分に低減することを求めています。

(2)は、動物についてです。

アは、コウモリ類の高高度調査について、重要な種の飛翔状況を十分に捕捉できたとする根拠が示されていないことから、追加調査や予測、評価を求めています。こちらだけでなく、以降の意見にも文末に「評価書において」と今回から新たに追記しているのですが、こちらは、事後調査ではなく、評価書段階にて確実に対応されるように指摘をするということです。

イは、鳥類調査について、得られた調査結果に偏りがあることから、対象事業実施区域及びその周辺における鳥類相や渡り鳥の通過状況が十分に把握できていない可能性があり、影響の予測及び評価結果の妥当性が確認できないことから、鳥類の追加調査を行い、十分な情報を収集した上で評価書において改めて予測及び評価を実施することを求めています。

ウは、イヌワシについて、予測及び評価が本種の希少性を踏まえた評価となっていないこと、また、亜成鳥が翌年以降に繁殖のために飛来または当該地域を利用する可能性が検討されていないなど、科学的根拠に基づく予測及び評価となっていないことから、こちらでも追加調査を行い、十分な情報を収集した上で評価書において改めて予測及び評価を実施することを求めています。

エは、バードストライクについてですが、年間衝突数の推計結果の数値が高いオジロワシとツミについて、従来どおり数値を明記した意見としております。また、衝突の可能性のあるオオジシギについては、種の行動パターンを十分に考慮していないので、風車の基数の削減や配置の見直しを行うとともに、措置を講じてもおおきな影響が生じるおそれがある場合は稼働制限を含む追加的な環境保全措置を講ずることとしております。

オは、営巣地への影響について、オオタカの営巣が確認されており、著しい影響が懸念されることから、繁殖への影響を十分に低減するための工事の一時停止などを含めた環境保全措置を確実に実施することを求めています。

カは、事後調査に係る意見で、書きぶりは従来どおりとなっております。実態把握のため、十分な頻度及び体制で実施し、発見死骸数に補正を施すモデルを採用するなど、科学的に検証可能な方法で妥当性を確保すること、その上で、重大な影響が確認された場合は

環境保全措置の実施について検討することを求めています。

次に、項目が変わりまして、(3)の植物についてです。

アは、重要な植物種であるヒロハハナヤスリをはじめとする4種が改変区域内に存在することから、回避を最優先に環境保全措置を検討すること、移植する場合は事後調査を実施することを求めています。

イは、外来植物の侵入防止について、区域で確認されたオオハンゴンソウ及びフランスギクを挙げた上で、裸地の緑化などによる拡大防止措置の実施を求めるとともに、事後調査で分布域の拡大が確認された場合のさらなる拡大防止措置の実施の検討を求めています。

次に、(4)の生態系についてです。

アは、上位性注目種のノスリについて、営巣位置などの生息状況が十分に把握できていないことから、追加調査を行い、十分な情報を収集した上で評価書において改めて予測及び評価を実施することを求めています。

イは、典型性注目種のウグイスについて、風車の稼働により影響を受ける可能性がより高いことを理由に方法書段階での選定種であるエゾタヌキからウグイスに変更しておりますが、予測及び評価に風車の稼働による影響については反映されておらず、改変区域の状況にのみ基づいたものとなっており、注目種を変更した理由と選定結果に対する予測、評価の手法の妥当性が確認できないことから、注目種の再検討を含め、追加調査や評価書での予測、評価の再実施を求めています。

次に、(5)の景観についてです。

こちらは、資料4-2の24ページの質問番号18-3で質問していて、既に回答を得ているものです。本準備書に掲載のフォトモンタージュは、雲などにより見えやすさや目立ちやすさが最大とは思えないものが結構出てきたため、2次質問の段階で修正の図をもらっているのですが、図書には反映されていないので、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件でフォトモンタージュを作成するなど、評価書において改めて予測及び評価を実施することを求める意見としております。

最後に、(6)の廃棄物等についてです。

実は、こちらも資料4-2の3ページの質問番号2-10で質問をしており、既に回答をもらっているのですが、図書では廃プラスチックや紙くずを有効利用しない計画となっておりますので、今回、本項で改めて意見をすることとしております。

簡単ではありますが、以上が本事業に係るたたき台の説明となります。

こちらについてご審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

先崎委員、鳥の部分が十分強い書きぶりになっていると思うのですが、これでよろしいですか。

○先崎委員 私は、踏み込んでいただいて良かったのではないかなと思っております。また、白木委員のご懸念も払拭されているかなと思いますが、どうでしょうか。

○露崎会長 白木委員、お願いします。

○白木委員 そうですね。評価書において追加で評価をするようにと全てに書かれているので、そのようにしてもらえたら非常にいいと思います。

○露崎会長 そこは大事ですね。

そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問がないようですので、本日ご審議をいただきました(仮称)島牧ウィンドファーム事業環境影響評価準備書の答申文(案)に関しまして、意見はないということで、たたき台のままとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

また、そのほか、最終的な文言修正等があった場合は私にご一任をいただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

これをもちまして本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から連絡事項があるとのことですので、よろしくをお願いします。

○事務局(石井課長補佐) 皆様、本日は、四つの諮問案件についてご審議をいただき、ありがとうございました。

また、我々の不手際により開始が遅れてしまいましたことをお詫び申し上げます。

次回の令和5年度第4回北海道環境影響評価審議会は、日程調整をさせていただいておりましたが、8月28日月曜日の開催を予定しております。開催方法については、今回と同様、オンラインを併用した札幌市内の会議室での開催を考えております。詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

4. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

長い時間、お疲れさまでした。

以 上